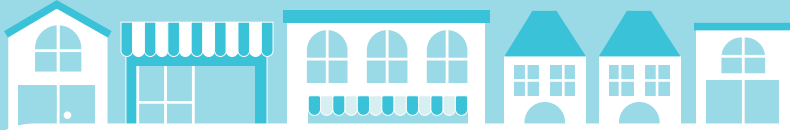


消費者の権利を 実現します！



消費者被害の発生及び拡大の防止並びに消費者の利益の一層の擁護及び増進を図るための消費者契約法等の一部を改正する法律案

わたしたちはどんな立場にあっても一人の消費者です。あたりまえの生活の中で、経済社会を通じて消費者の権利を実現し、環境・社会・経済をより良くしていくことができます。しかし、多様な市場経済が広がる中、大規模な消費者被害が繰り返し発生しています。

2022年4月には成年年齢が引下げられ、18歳から大人として契約ができると同時に、若年成人の被害拡大が懸念されています。国会でも政府に対し、十分な対応をするべきとの決定を行ってきましたが、それは果たされていません。さらに、政府は特にリスクが高いとして厳しい取り締まりの対象としている商取引について、契約書等を電子化する法改正を示しました。紙の契約書等がなければ、必要がない、または断れない状況に追い込まれて契約をしてしまった後に、契約を解除することが難しくなります。

そのため、以下の対策を提案します。

1. 包括的なつけ込み型勧誘の 取消権の創設〔消費者契約法〕



消費者が契約を結ぶかどうかを決定するために合理的な判断ができない事情があることを事業者が知りながら、契約を結ばない選択を妨げる行為をした場合の契約取消権を創設します

2. 販売預託商法の原則禁止、 詐欺的定期購入の規制強化等

契約書等の
電子化はしません



本来であれば望まない契約をしてしまい、弁護士等に相談して契約の取り消しを試みる場合、紙の契約書等がなければ、早期の解決が一層困難となるため、契約書等は電子化しません

3. クーリング・オフ期間の延長 〔特定商取引法など〕



特定の商取引において、いったん契約の申し込みや締結をした場合でも再考できるよう、無条件で契約を撤回・解除できるクーリング・オフ制度の期間を、特に20歳未満の者については、1週間延長します。

情報の質・量及び交渉力の格差から消費者を守る